



第五編

教育及福祉

熱火の氣魄

(其 一)



(其 二)



(其 三)



静
なる

水
の
如
し

歌
道
(ともし灯會)



茶
道



華
道

謠
曲



第一章 教 育

第一節 東横神社の奉祀

當社が今日の隆盛を致せる裏面には種々の意味に於て、犠牲者の存することを忘れてはならぬ。重役竝に社員は勿論、外部からの多大の貢献を賜はつた功勞者に對しては、何等かの方法で感謝し、またその靈を慰むることは、一國或は社會と同じく一會社としても必要である。かうした敬虔なる念からかしくも東横神社が造營せられたのである。

昭和十四年六月二十二日、東京横濱電鐵の創立記念日をとし、莊重嚴肅なる御靈代遷座の式が執行せられた。當夜五月雨の闇しめやかなるうちに、五島社長をはじめ各重役、社員參列、皇典講究所竝に國學院大學講師金光慥爾大人の祭詞あり、こゝに天地と共にゆるぎなき宮柱は太しくも立て据ゑられ、わが社守護の神は永遠に鎮まりましたのである。翌二十三日は御鎮座奉祀祭竝に物故殉職社員の慰靈祭が行はれた。當日夜來の雨は追々と霽れて午後には快晴となり、神威自ら顯はるの感を深からしめた。午前十時には社長はじめ各重役、社員、物故者遺族竝に招待の關係有志參列滞りなく式の終了を告げ、午後から一般社員の參拜あり、其數凡そ二千名に上つた。因に當日鎮座祭に於ける奉祀祭詞を後日の爲め轉記して置く。

東横神社御鎮座奉祝祭詞

是の園生の常盤木の青垣籠れるところの奥處^{おくが}を千代の宮居と八百に築き堅め、石垣積み重ねて

御柱太しく造り仕へまつれる瑞^みの御神殿^{みあらか}に齋ひ鎮めまつる。掛けまくも畏き東横神社と稱へ奉る。

天照します皇大御神^{すめみかみ}の御神靈代^{みたましろ}の大前に、皇典講究所
國學院大學講師金光慥爾、慎み敬ひ畏み畏みも白^まさく。

此の新しき世の嚴大御世はしも、世のさま月に日にいやひらけに開け、人のさとり歳に時にいや進みに進み行けば此の食國^{けいこく}天の下はうち見る島の端々漏れず、搔き見る山の隅々落ちず、大御稜威の御光り照りい徹り大御惠の露滋くうるほひ渡るが中に、近き頃は隣國支那のうちには、我天皇大命の畏き大御旨を悟りまつらず、例なきわざはひを起せるに依りて、皇大御軍を進め給ふ事とはなりぬ。斯かる時も我が皇御國の御民等は、尊き卑しきを問はず、男女を撰ばず身健かに心強く常に務業^{つとめわざ}を勵み、身を



たて家を富まし、清き名を揚げて高き功を顯はすべきものになむある故、是に東京横濱、目黒蒲

田兩電鐵株式會社々長五島慶太い、百千の社員等と共に心を合せ力を協へ、夜晝知らに世の爲皇御國の爲忠に貞かにいそしみつとめ、別ては神を敬ひ祖を崇むる心いと深く、日の本の本つ心のいや篤ければ、今回は瑞の御神殿造り仕へまつれる事を嬉しみ辱なみまつりて、今日の生日の足日の吉辰に、ことほぎの御祭仕へまつらくを、平らけく安らけく聞し召し諾ひ給ひて、今もゆく末も是の會社の大御守神と鎮まりまして、社員等皆やましき事なく、煩しき事なく手の躓足のまがひあらしめず營む業に智深く、爲しと爲し計りと計る物に事に、悉く幸あらしめ給ひ、商ひの利益豊けく四方八方より遠く廣く參入り求むる人々は、御山に繁れる五百枝真神の葉よりも彌しげく、日にけにいや向榮に富み榮えしめ給へと、御食御酒海川山野の味物を供へまつり御前も狹にい群れ列なみ、玉串のとりどりに拜みまつる諸人が心心を取り總ね、齋主中執持ちて畏みかしみ仰ぎ祈み願ぎまつらくと白す。(原文萬葉假名)

東横神社本社竝末社鎮座祭詞

かけまくも綾に尊き天照します皇大御神の御神靈代の大前に皇典講究所國學院大學講師金光懺爾畏こみ畏みもまをさく。

東京横濱、目黒蒲田兩電鐵株式會社は社長五島慶太をはじめ關係る百千の社員等心を合せ力を協へてひたぶるに勤め勵み日にけに神を敬ひ祖を崇むる心いと深く、日の本の本つ心のいや篤ければこたび是れの園生の常盤木の青垣籠れる地の奥處をうまし處のさやけき所と齋ひ定めて八百

土つき堅め固し石垣積み重ねて、瑞の御柱廣敷つかへまつれる御神殿に大御靈代を齋鎮めませまつり東横神社と稱へまつらくを平けく安らけくみそなはし諾ひ給ひて、御心穩に千世の大宮居と鎮ませと御饌御酒種々の物を捧げまつり畏みかしこみも御鎮座の祭仕へまつらくとまうす。

辭別きて申さく云はまくも由々しき前の社長市原求ノ命を始めまつり四十有四柱の命等の御靈をも同じ此の所に新に造り仕へまつれる瑞の御神殿に鎮めまつりて東横神社の末社と稱へまつらくを御心安く諾ひまして此の會社の長き世の守神と鎮りませと慎み敬ひて告げまつらくと白す。

東横神社末社鎮座奉祝竝慰靈祭詞

(原文萬葉假名)

言はまくもゆゆしきかも、前の社長市原求ノ命を始め、竹田政智命、伊藤欣二命、緒明圭造命、松浦由太郎命、澁澤榮一命、荻原春吉命、池澤爲司命、菱屋安三郎命、片岡儀三郎命、市川幸吉命、杉澤松治命、城ノ内三代三命、岡橋弘命、森谷徳次命、松本倉吉命、山崎巖命、瀬川太郎命、小島清三郎命、原田鎌藏命、鈴木忠吉命、大洞正武命、酒井松男命、小宮釘之助命、幸田辰巳命、戸田寛命、細田金作命、金兒四郎命、佐藤幸之丞命、城加清一命、山田信雄命、秋元幸吉命、小林信太郎命、關口義伊命、木村豊平命、福島鍵三郎命、鍵山晃七命、廣澤省一命、佐藤米策命、芦川正英命、染矢甲子四郎命、近藤富次郎命、西貞雄命汝四十有四柱の命の御靈の御前に慎み縋らひて白さく。

この新た世は百の事萬の業は限りなく開け進み、榮行くとはすれど、空蟬の世のさまはと

もすれば本を忘れて末に趨り、内を棄てて外に靡かふめれば、天が下の事業惱ましき悔しき禍事となむ思ほゆる事ぞ多かる。其がなかに東京横濱、目黒蒲田兩電鐵株式會社々長五島慶太い、茲に思ふ所有て利心振ひ起し此の會社の創めて立設けてより以來或は社長又は重役と成りて會社の蘊奥の事に携はれる者或は此の會社の爲身も棚知らに務勵みつゝ頓に起りしゆくりなき禍に罹りて、あたらず殉職ましき勤しき人々或は十年に餘る長き歲月も一日の如く倦まず撓まずいそしみ勵みつる者或は今回の支那の事變に召されて皇大君の爲め皇御國の爲め不逞漢醜の仇どもを打ちきためんと、雄叫びして勇み出で立ちしを、惜しやはかなくも戰の庭に花と散りにし人々等、四十四柱の御靈を慰めまつり尊き御功績を顯はしまつらんと、此新しき瑞の御神殿に齋ひ鎮ませまつりて、今日の生日の足日に御祭仕へまつると御饌御酒海川山野の種々の味物を供へ奉り御前拜みまつらくを御心穩に享け給ひ今もゆく末も此の會社の守神と成り給ひ、參入り、罷り出づる百千の社員らが上を夜の守り日の守りに守り幸へ給へと慎み敬ひて告げまつらくと白す。(原文萬葉假名)

五島社長の挨拶

本日茲に東横神社鎮座祭を擧げるに當りまして、東横、目蒲兩社々長として一言皆様に御挨拶申上げ度いと存じます。

今日我が兩社に於て東横神社を造營致しまして御本體を伊勢大神宮より御請け致しまして御祭

り致すことになり、同時に創業以來會社に數多の功績を残されました重役物故者、殉職者竝に社員物故者を合祀することに致しまして、その祝典竝に慰靈祭を本日執行致しまして感謝と敬虔の念を深く永く捧げ申し上げたいと存する次第であります。

本來一國には國の守護神があり、一府縣にはその府縣の守護神があり、町村には町村の鎮守があります。かくしてその國、その府縣、その町村の政治も、經濟も、文化も皆この守護神を中心として發揚されるのであります。申すも畏き極みでありますが、我が國に於きましては、天照太神を皇祖と仰ぎまして、政治、經濟、文化、その他凡百の事柄一つとして天照皇太神の御稜威より發しないものはありませぬ。實に惟ふてさへ懼れ多い限りであります。古來聖人賢者と仰がるゝ人で敬神崇祖の念の強からぬ人は一人もありませぬ。聖者は敬神の念を以て人生行路の指針となし、賢人はこれを以て生涯の據り處として居ります。

扨て我が東横、目蒲兩社も創立以來茲に十數年を経過致しまして、今日に於ては名實共に本邦一の大電鐵會社となりました。これは偏に重役始め社員諸君の熱意と努力の結晶と存じ、この機會に厚く御禮申上ぐる次第であります。只今申し上げました様に、會社自體は内容、外觀共に本邦第一になりましたが、社員従業員諸君に於かれても、その識見に於て、その人格に於て、ナムバーワンたる襟度を以て、身を處して頂きたいと存じます。それにはどうしてもその據り處がなくてはなりませぬ。此點を深く考慮いたしまして、本邦一の電鐵會社東横スピリットの祭祀所

として、東横神社を造營致しまして、併せて創業以來の功勞者、物故重役、殉職社員竝に永年勤續の物故社員を合祀することに致したのであります。何卒此意のある所を御諒察願ひ度いと存じます。神域として特に此地を撰びましたのは、土地高燥、關東隨一の稱ある大倉山梅林の北東最高角に位し、西方遠く富士の靈峰を仰ぎ、我が社の沿線中最好適地と考へましたので、約百坪を神域として撰んだのであります。

工程約百餘日をかけまして、本社末社共に檜造りの社殿、これに鳥居、燈籠、水鉢、玉垣等を加へまして、純工費一萬七百五拾圓を投じ今日茲に見る様に立派に出來上つたのであります。

本日は重役始め社員、従業員諸君も多數御參列せられ、此盛儀を共にいたします事は誠に欣しく且つ感謝に堪へぬ次第であります。こゝに一言申上げて御挨拶いたします。

因に東横神社の概貌を記してをく。

- 一、神域 横濱市港北區太尾町一〇一四番地先約百坪
- 一、工程 昭和十四年三月廿四日地鎮祭、同年六月二十日竣功
- 一、本殿 一字 末社 一字
- 一、鳥居 一基（神明鳥居檜造）柱間五尺高八尺
- 一、燈籠 二基（花崗岩）高五尺五寸
- 一、水鉢 花崗岩 高二尺三寸、幅一尺八寸、長三尺五寸

一、玉垣 白河石及花崗岩使用
外に堂守住居、參詣人休憩所あり。

第二節 教化施設

一、東横女子商業學校

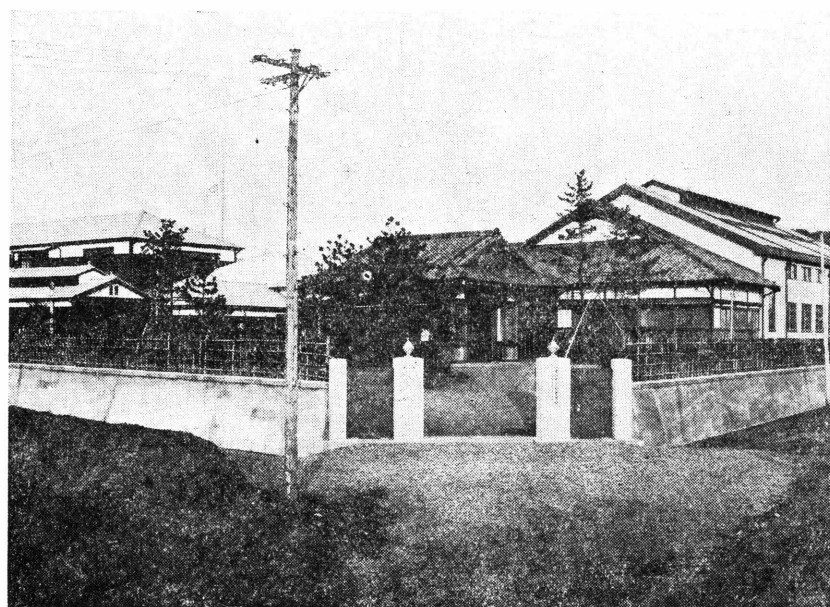
設立の趣旨

從來の女學校教育の狀態を觀察するに、多くは高等普通教育のみに重點を置き、實際的方面の智識、技能の鍊磨に缺くる所が甚だ多く、爲に卒業生が現代社會の要望に副はない點の多々あるのは、一般識者の認むる所である。

本校設立者五島慶太氏は深くこの點を遺憾とし、實踐的、創造的な新鮮味を加へた教育を施し以て國家理想の教育方針に即應せむとして、本校設立の計畫を樹てたものである。

概 要

- 一、名 稱 東横女子商業學校
- 一、位 置 東京市世田谷區玉川等々力町三丁目三〇〇番地
- 一、設立認可 昭和十三年十二月十七日（東横商業學校トシテ）



東 横 女 子 商 業 學 校 全 景

昭和十五年三月三十日財團法人東横學園竝

東横女子商業學校

設立許可（文部大臣）

設立當初の財産總額金貳拾六萬七千五百圓也

一、開 校 昭和十四年四月十日

一、校 長 吉 田 弘

一、生徒 數 （昭和十五年四月十日現在）

第一學年 一五二名

第二學年 一五六名

第三學年 五九名

（修業年限四箇年）

建 築

一、第一期起工 昭和十三年十月

竣 功 昭和十四年三月

第二期起工 昭和十四年八月

竣 功 昭和十五年一月

一、敷地面積 三、四四〇坪

一、建築面積 校舍延坪九六六坪餘

附屬倉庫木造平家建 二四坪

二、東横青年學校並に東横家政女學校

本校は滿二十歳以下の男女青年社員の心身の鍛鍊と徳性の涵養をはかると共に、職業及び實際生活に須要なる知識、技能を授け、以て國民たるの資質を向上せしめ、併せて優秀にして規律正しき人物を養成し、國家有用の材たらしめんが爲め、青年學校令に依り設置したもので、昭和十二年四月十九日、目黒の東横電鐵舊本社を改築し、假校舍として開校した。次で昭和十四年四月一日、現所在地に校舍を新築移轉したものである。

概 要

一、名 稱 私立東横青年學校

私立青年學校、東横家政女學校

一、位 置 本校、東京市世田谷區玉川等々力町三丁目三〇〇番地

分教室 東京市澁谷區上通二丁目五五番地東横百貨店內

一、設立許可 昭和十二年三月十九日

一、開校 昭和十二年四月十九日

一、校長 東横電鐵取締役社長五島慶太（昭和十二年四月十九日就任）

一、生徒數（昭和十五年四月一日現在）

青年學校 家政女學校

本科第一學年 二三人 二四六人

同 第二學年 一五五人 六四人

同 第三學年 一九七人

同 第四學年 七五人

備考 青年學校は本科四年制、家政女學校は本科二年制である。

三、東横青年學校青年寮

位置 東京市世田谷區玉川等々力町二丁目一二五〇番地

創立 昭和十五年一月

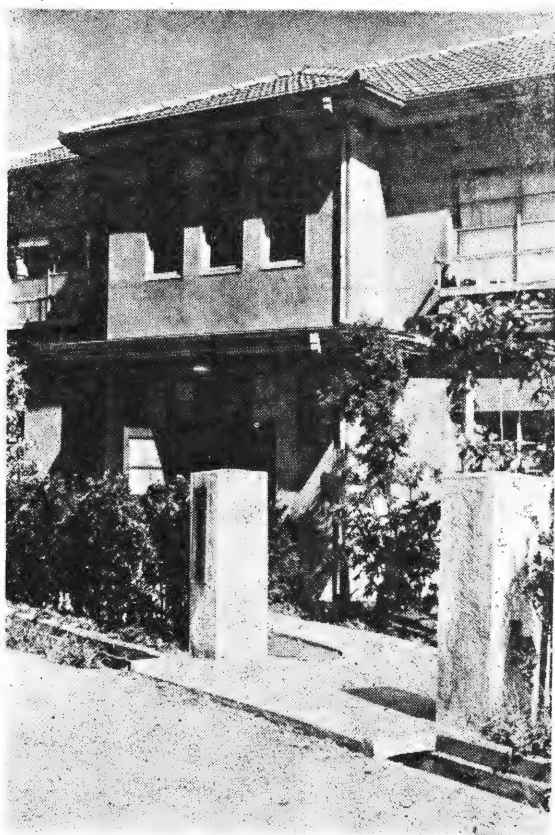
定員 壹百名

建設費 金壹萬五千圓

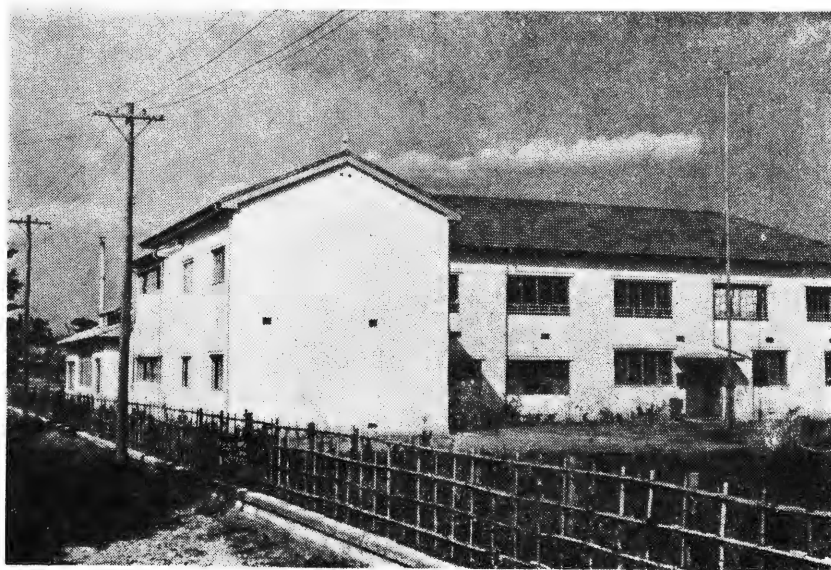
寮長 今泉房吉

概要

地方府縣から入社したるもので、青年學校生徒たる少年社員を二箇年間收容し、協同生活をなさしめ、規律ある生活を施し、剛健なる精神を養成すると共に體位の向上を圖り、將來中堅社員として必要なる基礎を授け、各種の教育的施設を施してゐる。同時に舍費の低廉を圖り



元住吉尚和寮



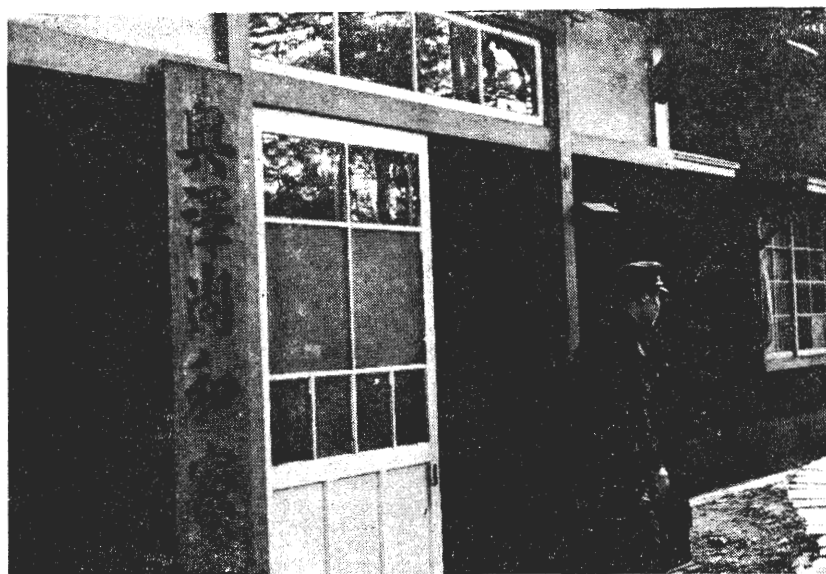
尾山臺青年寮

毎月食費十五圓を徴集するだけで、寢具等はすべてこれを社給とし、遠く家郷にある父兄を安心

せしめるは勿論、専任の寮長、舎監、寮母を置いて、他の模範となる經營法を採り、現に六十名の寮生を收容して豫期の成績を擧げつゝある。

尙當寮内に青年身上相談所を設置し、主として寮長が青年の悩みとか一身上に關する良き相談相手となつてゐる。尙寮舎の建築概要は左の通りである。

敷地	八九七坪〇八九
建築面積	一八一坪四二
一階	一五八坪六七
二階	三四〇坪〇九
計	三三二間
居室	八疊敷 一〇間
同	十疊敷 四間 (外ニベット 四個付)
同	七疊半敷 八間 (外ニベット 四個付)
計	一二二間
外に食堂、浴場、圖書室の設備あり。	



寮和尙澤奥

三、東横教習所

優良なる鐵道從業員の養成を目的として創設した教育機關である。これが施設として數萬圓の建設費を以て東横教習所を設立し（教室、事務室、寄宿舎、所長官舎を完成）昭和十五年十月十日から開校した。修業年限一箇年、定員五十名のところ、第一回入所生は四十八名であつた。

入所資格は中等學校卒業若くは、これと同程度以上の學力を有する者で、年齢二十二歳以下の男子、ならびに本社又は傍系會社の從業員で現に一年以上勤務し、年齢二十八歳以下の男子と決つて居る。授業料不要。在所中は月額二十五圓支給するが、從業員で入所した者には入所當時の給料額を支給する。生徒は全部寄宿舎に收容し、規律ある生活の下に團體的訓練を施し、卒業後は從業員の中堅として活躍せしめんとするものである。

因に學科目及び毎週教授時間は左の如くである。

科 目	時 間	科 目	時 間	科 目	時 間
修身算論 珠算意規 法道大通 經濟軌道 鐵道及軌 交通帳地 運通帳表	一 一 二 一 一 一	會計統計 會通統 交通統 陸貨運 連帶及 運轉信 號輸運	一 一 六 一 四 三	保安裝置 保安裝 氣一 務大 社講 課義 操、訓 體、武	一 一 二 一 一 七

尙當教習所の建築概要は左の通りである。

昭和十五年八月起工、同年十一月竣功。

一、位 置 東京市大森區北千束町七八五番地

一、敷地面積 一、六六〇坪

一、建築面積 教習所 九〇・二五 木造二階建

寄 宿 舍 一八一・〇四 同

附屬物置 三〇〇 木造平家建

社 宅 二五・四二 同

合 計 二九九・七一

四、補習教育

將來の中堅幹部を養成する爲め、大學專門學校卒業新入社員に對し、會社の組織、沿革、制度規則等に就き教授し又沿線見學等實地教育を行ひ、社の事情に通達せしめると共に職業に關する陶冶を行ふ外、大倉精神文化研究所に宿泊せしめ精神修養を行はしめてゐる。

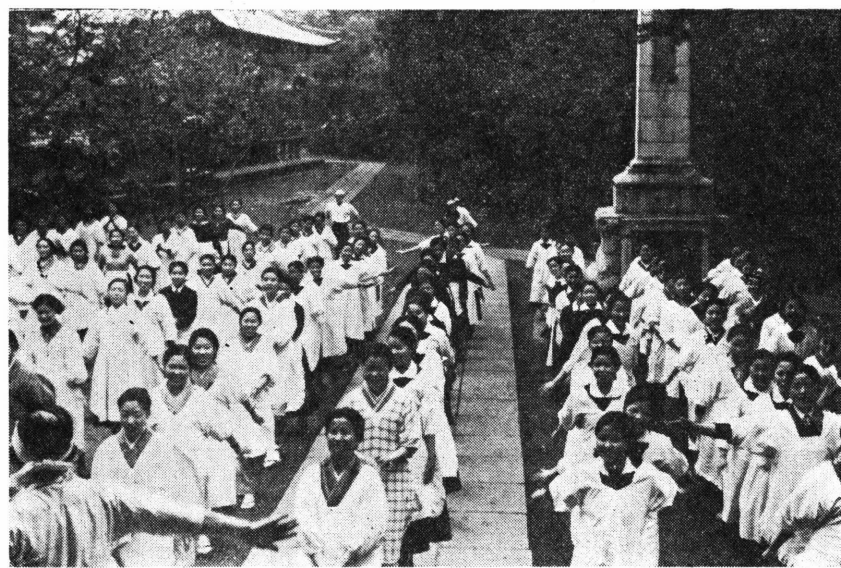
第三節 修養機關

一般社員の修養の爲め隔月位に名士を招聘し、講演會を開催して時局に適應する新知識を吸收せ

しめる一方、中堅社員、勤勞者の爲めに必要と認める修養會を開いてゐる。このほか雑誌『清和』



(一 其) 團養修員社るけに寺門本



(二 其)

を毎月發刊し、社内上下の意思表示の機關に供し且つ圖書室を設け各部門の新刊圖書を購入し研究、修養、娛樂の用に供してゐる。

雑誌『清和』發刊頒布趣旨概要

清和俱樂部のうちの文藝部があまり有効に利用されてゐないので、昭和九

年七月一日の創刊になつてゐる。

當時専務取締役であつた五島社長の筆になる『清和發刊の趣旨』を一讀すると、また這般の消

息が一層明かになる故、左に要點を拔萃して紹介してをく。

『近來社員の數も非常に増加して、一堂に集めて語り合ふ機會を捉へることが出来なくなつた。以前は踏切番から信號手の諸君に至るまで大概その姓名と顔とを知つてゐたのであるが、最近に至つては本社に居る社員の顔すら覚えてゐることが出来ないやうになつてしまつた。斯様な有様では會社の幹部の意のある所を會社全體の隅々まで傳達することなどは到底尋常一様の方法では不可能である。抑々會社經營の要諦は、會社幹部の目的とする所を全社員に漏れなく徹底せしめこれを實行に移すことにある。この目的の爲めには本誌の如きパンフレットを毎月一回發行し、社員全部に興味を以て讀んで貰ふのが最上の方法であると思ふ。又この『清和』を媒介にして、社員の専門的研究事項を紹介したり、また各自の創作した



漢詩、和歌、俳句その他の軟文學等も大に歓迎して掲載したいと思ふ。また清和俱樂部の運動、遊戲、娛樂に關する記事、例へば圍碁、將棋、謠曲等の番組、例會日時の豫告、又はゴルフ、ラグビー、テニス、水泳等の試合に關する報告等に至るまで細大漏さず掲載してこれ等の運動、娛樂等を大いに獎勵したいと思ふ。次に沿線の風光の紹介、遊園地便り等も成るべく豊富に記載して現在の目蒲東横タイムスの身代りをさせ度いと思つてゐる」云々

以上の趣旨は今日迄一貫され、且つ社運の興隆に伴ひ發行部數も實に隔世の感あるまでに増加し、創刊號は二千五百部であつたが、昭和十五年十二月號では實に一萬に達せんとしてゐる。

第四節 運動娛樂

一、清和俱樂部

本俱樂部は現東京横濱電鐵社員を以て會員とし、大正十五年九月廿一日設置せられて後、昭和五年十二月二十日、昭和七年九月廿二日及び昭和八年七月一日の改正を経て今日に及んでゐる。主として精神修養、品性陶冶及び體育の獎勵竝に會員相互の親睦慰安を計るを以て目的とするもので、左の各部が置かれてゐる。

劍道部、柔道部、庭球部、野球部、蹴球部、卓球部、弓術部、角力部、娛樂部、書道部、文藝部、音樂部、山岳部、圍碁將棋部、華道部、茶道部、演藝部、謠曲部、馬術部、釣部、寫眞部

役員としては會長一名、副會長二名、評議員十五名以内となつてゐる。また各部は部長一名、書記二名、主計二名等から成り、會長には東横電鐵社長が就任し他の役員は會長の指示に依り任期は一箇年である。會費は時に依り會員より徴收し會社から補助を受くることとなつてゐる。

二、社員俱樂部

昭和十三年四月一日重役の承認を得て設けたもので、清和俱樂部の分身とも見るべきものである。目的は社員精神修養、體位向上並に相互の親睦慰安を計るため、左の事柄を行ふことになつてゐる。

(一)會館、運動場の設置 (二)講演會、談話會その他の集會 (三)圍碁、將棋、撞球その他の娛樂施設 (四)前記の外役員の必要と認めたる事項。

役員としては部長一名、副部長二名、總務委員若干名、會計委員若干名、部費としては月給八十圓以上の者月額金五拾錢その他は月額金參拾錢と定められてゐるが、會社よりの補助金及び寄附金を得て經費に充てゝゐる。

尙右兩俱樂部に使用してゐる建物左の通りである。

- 一、位 置 澁谷區大和田町六三番地
- 一、敷地面積 三二八坪
- 一、建 物 木造二階建 延坪八四坪餘



山登の行一員部岳山

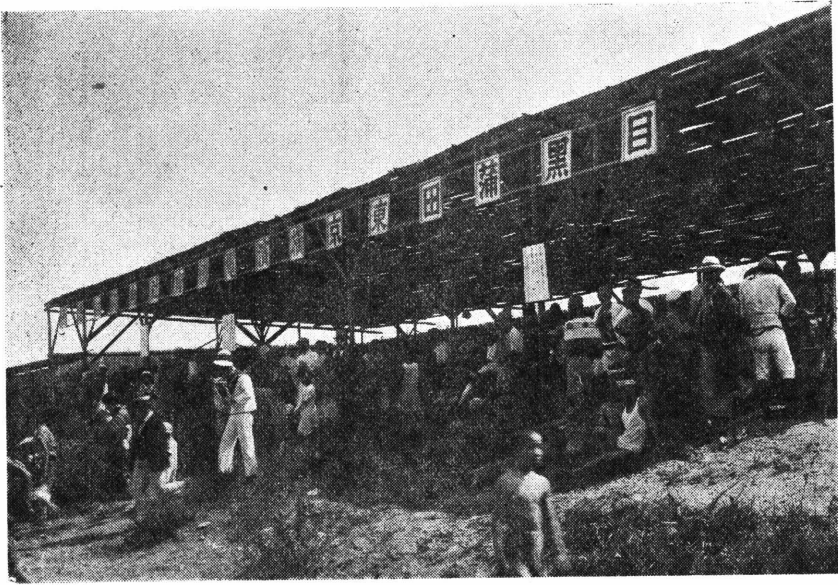
第二章 福祉

第一節 保健施設

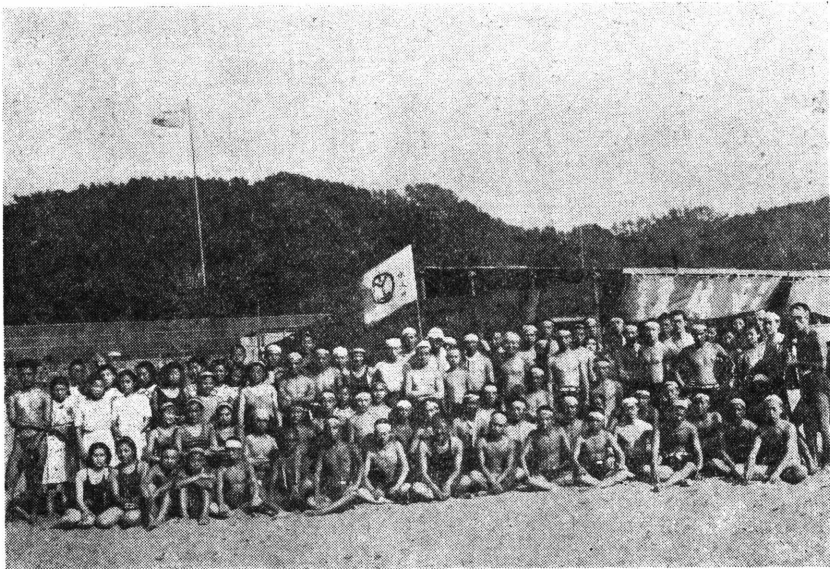


夏季鍛錬健歩會の一

當社職員の健康増進、人格の陶冶、公民的資質の向上及び職業能力に關する重要事項を精細に調査考究し、適宜に實施するための機關で、昭和十一年八月十日制定されたものである。最近好成績を挙げた例としては大正十三年盛夏の砌、社長指導の下に獨逸のアルバイトデインストの範に倣ひ社員を總動員しての駒澤ゴルフ場の草取及び清掃の行事であつた。男女社員はこの神聖にして而も保健に申分ない半日の勞役を嬉々として果し、交互數回に及んだ、このほか日課としてラヂオ體操を行ひ、機を見ては修養團に参加し、夏季には海水浴場を設け或は隨時競技會を開催するなど社員の保健鍛錬に努めてゐる。



(一 其) 景光の場浴・水海



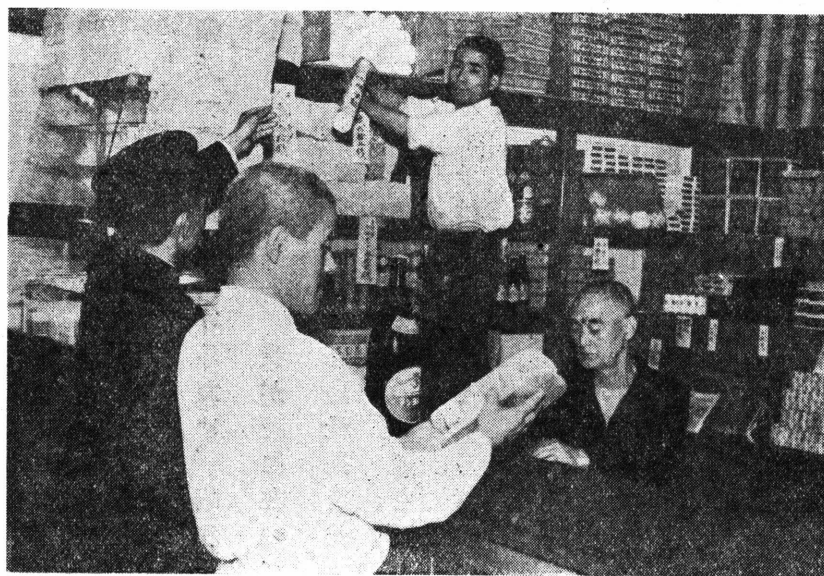
(二 其) 景光の場浴水海

第二節 經濟施設

經濟施設を分つて生計援助、經濟援助、扶助救濟の三種としてあるが、特に扶助救濟としての



(一 其) 景狀の部買購るなかや和



(二 其)

共濟組合、健康
保健組合の活躍
は目ざましいも
ので、是等に補
給する會社出資
金額は他の一切
別の如くなつて
ゐる。

第三節 産業報國會

支那事變の長期化に伴ひ、一方國際情勢の緊迫は益々加重し來り、こゝに日本精神を鼓吹して事業一家となり、職域奉公の誠を致し、勞資一體の實を擧げるため、昭和十三年八月、當局より發せられた勞資關係調整方策實施に關する依命通牒に基き、我が社に在つては、同十四年四月十一日、東横産業報國會の結成を見るに至つた。斯くて會長に五島社長を戴き、後述の如き、信條、綱領、規約に従ひ、産業報國精神を基調として勞資雙方の意思の疎通を圖り、勞資一體となつて産業報國實踐の一助とする一方、從業員相互の福祉増進を目的とする諸般の施設を實行してゐる。

信 條

- 一、會員ハ建國ノ本義ニ基キ融合一體勤勞國ニ報ユルノ實ヲアケヘシ
- 一、會員ハ自己ノ重大ナル職分ヲ自覺シ誠實業務ニ服スヘシ
- 一、會員ハ規律ヲ守リ信義禮節ノ念ヲ篤クスヘシ
- 一、會員ハ心身ヲ鍛鍊シ質實剛健ノ氣風ヲ養ヒ人格ノ向上ニ努ムヘシ
- 一、會員ハ技能ヲ練磨シ能率ノ増進ヲ計ルヘシ

東横産業報國會規約

綱 領

一、我等產業人ハ建國ノ本義ニ則リ産業ノ國家的使命ヲ體シ全產業人ノ協力ニ依リ之ガ改善進展ヲ期スルト共ニ産業報國ノ實ヲ舉ケ以テ皇運扶翼ノ使命ヲ完ウセムコトヲ期ス

一、我等產業人ハ産業ハ資本經營勤勞三者ノ有機的ニ結合セル一體ナル事ヲ確信シ事業者ハ至誠ヲ以テ經營指導ノ任ニ執リ職員ノ福祉ヲ圖リ職員ハ誠實其ノ業務ニ服シ事業一體ノ實ヲ舉ケ以テ産業ノ健全ナル發展ヲ期ス

規 約

第一條 本會ハ東橫産業報國會ト稱ス

第二條 本會ハ東京橫濱電鐵株式會社ノ重役及職員ノ全員ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ綱領ヲ體シ會員相互ノ意思疎通ヲ圖リ事業ノ發展ニ協力シ會員ノ福祉ヲ増進シ事業一體産業報國ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、産業報國精神ヲ涵養スル爲必要ナル事項

一、産業報國精神ヲ基調トシ能率増進待遇福利共濟其ノ他ノ問題ニ付意思疎通ノ實ヲ舉クル爲必要ナル事項ニ關スル懇談會ノ開催

一、其ノ他本會ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事項

第五條 本會ニ本部及支部ヲ設ケ支部ニ分會ヲ置キ左ノ役員ヲ置ク

本部役員

會長 一名

副會長 若干名

顧問 若干名

理事 若干名

委員 若干名

幹事 若干名

支部役員

支部長 一名

委員 若干名

幹事 若干名

分會役員

分會長 一名

委員 若干名

第六條 會長ニハ取締役社長ヲ推戴ス

副會長ハ會員中ヨリ會長之ヲ指名ス

顧問ハ會長之ヲ推薦ス

理事委員及幹事ハ職員中ヨリ會長之ヲ指名ス

第七條 副會長理事委員幹事ノ任期ハ壹年トシ重任ヲ妨ケス但シ補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

第八條 支部長ニハ當該部長之ニ充ツ分會長ハ當該課長主任之ニ充ツ

第九條 本會ハ會長之ヲ招集ス

第十條 本部ハ隨時役員會ヲ開催シ第四條ノ事項ヲ行フ

第十一條 本會ハ本會ノ精神ヲ強調シ第三條ノ目的遂行ノ爲メ毎年夏冬ノ二回各支部毎ニ懇談會ヲ開催ス但シ必要アルトキハ臨時ニ之ヲ開催スルコトヲ得

第十二條 懇談會ノ議長ハ當該部長之ニ當ルモノトス

第十三條 懇談會ニ於テ協議シタル事項ハ之ヲ會長ニ報告スヘシ

前項ノ場合會長必要アリト認メタルトキハ本部役員會ニ附議スヘシ

第十四條 本部役員會懇談會ノ議事ハ多數決ニヨラス全會一致ニヨルモノトス

第十五條 本會ノ經費ハ會社ニ於テ之ヲ支辨ス但シ特殊ノモノニ對シテハ會員ヨリ會費ヲ徵集スルコトアルヘシ

第十六條 本規約運用上必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第四節 慰問部の現状



慰問袋を前に

蘆溝橋の銃聲一發は、はしなくも帝國の不擴大方針を尻眼に戰線は全支に擴大し、更に歐洲にあつても大動亂が起り、ついで大東亞戰爭の勃發となり、爲めに全世界は擧げて戰火の巷となつてゐる。我が社にあつては事變發生以來、戰線に幾多の社員を送り出してゐるのであるが、これ等出征社員をして後顧の憂なからしめ、又、護國の英靈となられた名譽の戰歿者及び戰傷者等の家族に對し扶助に、慰藉に、萬全の策を講じてゐるがその具體的な事業の内、主なるものは應召社員に對する給與規定の實施と家族慰問部の設置を擧げる事が出来る。これ等はいづれも本社はいふに及ばず、傍系各社にも適用されてゐる。家族慰問部の實際活動情況を述ぶるならば、或は出征社員への餞別金の贈呈、慰問袋の發送に或はその家族への慰問金、見舞金、香奠の贈呈に、或は戰傷病者の見舞に遺憾なきを期するほか、隨時に家族の

慰安會、戰歿社員の慰靈祭を舉行する等、物心兩面に亘つて萬全を竭してゐる。その金額も左の如く、一社一心銃後赤誠のあらはれを窺ふことが出来る。

慰問部基金支出金（昭和十六年十二月末現在）

金六萬壹千八百五拾貳圓也、以上の如く多額に上つてゐる。

事變應召社員家族慰問部規約

一、本會社並ニ傍系會社ノ事變應召社員ノ家族ト常ニ連絡ヲ保チ後顧ノ憂ナカラシムル目的ヲ以テ事變應召社員家族慰問部（以下當部ト稱ス）ヲ設ケ本部ヲ秘書課ニ置ク

二、當部ニ左ノ役員ヲ置ク

（イ）部 長 支配人

（ロ）副部長 秘書課長、庶務課長、教育保健課長

（ハ）班 長 各部課長

（ニ）連絡員 各部課長ノ指名シタル者

三、當部々長ノ指名ニ依リ幹事若干名ヲ置キ當部ノ日常事務ヲ處理セシム

四、各部課長ハ部課員ヨリ連絡員ヲ指名シ本部ニ通知スヘシ

五、當部ハ一箇月ニ一回以上慰問使トシテ當部役員ヲ事變應召社員ノ各家庭ニ派遣ス

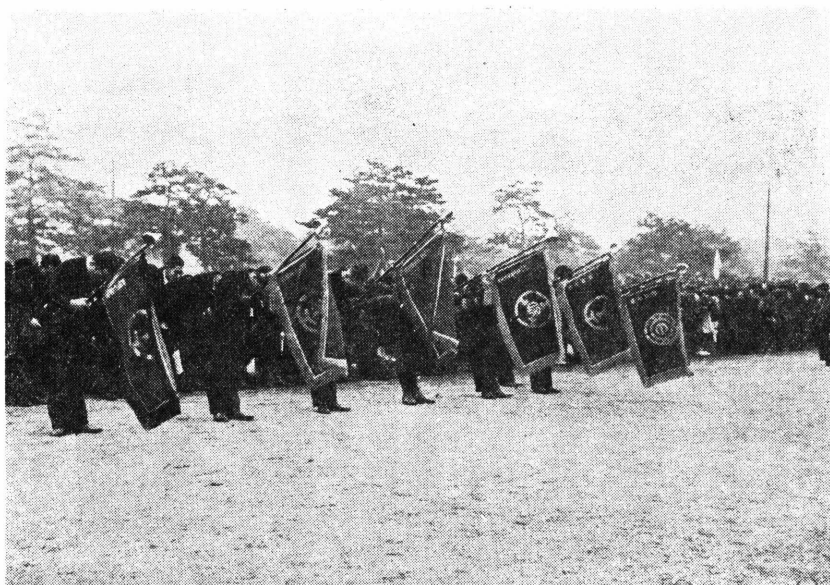
六、連絡員ハ所屬課應召社員ノ家庭ト連絡ヲ保チ常ニ其ノ状態ヲ調査シ一週一回以上本部ニ報告スヘシ

七、當部ハ連絡員ノ報告ニ基キ必要ニ應シ役員會ヲ開催シ具體的慰問方法ヲ決議ス

第五節 其他の施設及び行事

以上の外に、尙、父兄懇談會、出征家族慰安會等があるが、最近に至つては出征社員ノ家族慰安なるものを特に強調して行つてゐる。この外國民精神の昂揚、志操練磨の爲め一般市民が時に依つて行ふ處の公的行事とか健民運動にも參加せしむるやう努めてゐる。

尙、當社の行事の一つとして特記してをくべきは、毎年社員ノ代表者を伊勢神宮に遣し、社運の隆昌、出征社員ノ武運長久竝に一般社員ノ無事息災等を祈願せしめ、その參拜報告を以つて事務始めの吉例としてゐるなど、他にあまり類をみない誇らしい行事である。



建國祭に參加の社員團

東横電鐵厚生事業一覽表

(自昭和十五年十二月
至同十六年十二月)

(イ)

會社負擔年額

摘

要

教育		養育	
東横青年學校	○一四、六七〇圓	「清和」圖書館	○一六、六〇〇
東横家政女學校	○六、五四一	巡回文庫	○一二、〇〇〇
東横青年寮	○八、六二五	圖書室	六〇〇
東横教習所	○三五、七八八	合 計	二、一五六
新入社員教習	○一二〇		
東横神社	×一七、五〇〇		
講演會	○四五〇		
講習會	○四〇〇		
修養會	○一、〇〇〇		
鍊成會	○八〇〇		

青年學校四年制 六一九名
家政學校二年制 二七六名
男子ノミ七五名一人當費用年額約一一五圓
中堅社員ノ養成三八名一人當年額九四一圓
大學、專門學校出ノ新入社員業務教育二〇日間二三名
建設費一七、五〇〇圓、東横神社建國祭其他各種祭典
二箇月間ニ一回位ニテ開催、每回約一、二〇〇名聽講
一箇年間ニ二回乃至三回、當年ハ洗濯講習會並ニ染物講習會
現業従事員ノ資質向上ノ爲修養會ヲ開催、東横青年學校、津
田山修鍊道場ニ於テ開催、五〇名乃至六〇名
鎌倉圓覺寺及千葉縣勝壯鹿道場ニ於テ參禪及勤勞ヲ通ジテ精
神修養ヲ行フ、二〇名乃至五〇名
社内外ニ配布シ一箇月發行部數一〇、〇〇〇。一部約七〇頁
東横運輸課、奥澤車掌所、保線事務所、雪ヶ谷電車所、大橋
電車所、目黒營業所、淡島營業所等ニ毎月新書百圓購入
圖書利用者月約一、〇〇〇名、毎月五拾圓宛新書購入
産業報國會ノ綱領ニ則リ全員ノ健全ナル情操ヲ昂メ人格ノ向
上ヲ計ル目的ヲ以テ産業報國會内ニ教養部ヲ置ク
各自希望ノ部ニ編入セシム

()

第二章 福祉

共 濟

休 養 金	支給人員	八八六名
	支給金額	二、八六七圓
産 婦 金	支給人員	七〇名
	支給金額	一三圓
家族産婦金	支給人員	一名
	支給金額	五、八六七圓
退職給付金	支給人員	三九八名
	支給金額	二二、九四二圓
特症給付金	支給人員	七九七名
	支給金額	五、七〇三圓
死亡給付金	支給人員	三四名
	支給金額	一一、九一六圓
葬 祭 金	支給人員	三八名
	支給金額	八三三圓
災害見舞金	支給人員	七名
	支給金額	六一二圓
家族醫療金	支給人員	二一名
	支給金額	二九、七五五圓
家族弔慰金	支給人員	六二一四名
	支給金額	四、九一一圓
入營給付金	支給人員	一八五名
	支給金額	七二〇圓
	支給人員	七〇名

(二)

購 買 部

入學給付金
結婚給付金

支給金額	二、四四〇圓
支給人員	二四三名
支給金額	七〇〇圓
支給人員	七〇名

人事相談所更生資金

×三〇、〇〇〇

一箇月利用者人數 三、七〇〇名
一箇月一人購入額 一四圓八三錢
大橋、奥澤、元住吉、雪ヶ谷等ニ支部ヲ設置セリ
退職金範圍内ニテ最高三百圓迄ヲ年利五分ニテ貸付ス返濟期限五箇年内

尙 和 寮

×三五、〇〇〇
〇二、八七二

貸付現在人員 九三名
貸付現在金額 二一、八七〇圓
奥澤、元住吉ニ設置セリ尙昭和十六年度洗足、大橋ニ新設セリ

住 宅

住宅資金

室料一人當約三圓二十錢ヲ徴收セリ
現在人員一四六名

貸付最高金額、主事、技師、二〇〇〇圓、書記、技手、一五〇〇圓、雇員一、〇〇〇圓迄ヲ年利五分ニテ貸付ス
返濟期限七箇年内

貸付現在人員 四四名

貸付現在金額 一一一、二三二圓

電燈供給範圍内ノ居住者ニ對シ社員世帯主ノ場合ハ五割、家族ノ場合ハ三割トス

福 利

電 燈 料 金 割 引

△一〇、四九七

八六八名
購買券買上高五分引

百貨店購買券

△三五、〇四五

八六八名

購買券買上高五分引

各種

職務乘車券

通勤乘車券

家族乘車券

通學乘車券

乘車券

特別乘車券

生命保險

生命

保險

團體生命保險

○

九〇五

第一生命、日本生命、帝國生命、日華生命、日本徵兵ノ團體
被保險者 一三、一六名
被保險者 一人一箇月十三錢ヲ補助ス

被保險者 五八〇名

建設費 三、〇〇〇圓

收容人員 二〇名

注射用一瓦瓶ノ製造

東横授産所

△ × 三、〇〇〇
六〇〇

銃後々援部

出征軍人ニ對スル會社餞別金ニシテ全社員ヨリ毎月給料百

分ノ一ヲ釀出基金トス

(ホ)

國策協力

(ホ)

銃後々援部

國民貯蓄組合

區	分	扶養家族	扶養家族
月額五〇圓以下ノモノ	同	二圓	五〇錢
同 一〇〇圓 同	同	四圓	一圓
同 一五〇圓 同	同	一〇圓	二圓
同 二〇〇圓 同	同	一五圓	三圓
同 二〇〇圓以上ノモノ	同	二〇圓	四圓

國民貯蓄總額 三〇九、九一四圓
加入者數 三、八一六名

備

考

會社ガ積極的ニ支出セルモノ(○印)二一、一一九五圓
會社ガ消極的ニ損失ヲ負擔セルモノ(△印)四六五四二圓
會社ガ投資セル施設費及基金(×印)八五五〇〇圓